

奈良県告示第四百四十五号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四百四号）第一条の規定による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年七月十一日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
荒谷 昭一	大職冠鍼灸整骨院 大和郡山市冠山町六四四―一	平成二十六年四月一日
辻 博之	辻鍼灸整骨院 生駒市壱分町八三―五五	平成二十六年四月三十日
折田 実沙子	イサカ接骨院 北葛城郡王寺町王寺二―四― 三―一〇二	平成二十六年五月十九日